

○南伊豆地域清掃施設組合証人等の実費弁償に関する条例

南伊豆地域清掃施設組合条例第12号

令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第207条の規定による実費弁償その他組合の機関の依頼又は要求に応じ、公務の執行を補助するため出頭し、参加し、又は出席した証人、鑑定人、参考人、関係人等の職員以外の者が旅行した際の実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(実費弁償の方法)

第2条 実費弁償は、出頭し、参加し、又は出席したとき支給する。

2 実費弁償の額及び支給方法は、南伊豆地域清掃施設組合特別職の職員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例（令和5年南伊豆地域清掃施設組合条例第11号）の費用弁償の例による。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。